

令和6年1月

橋本市教育委員会臨時会会議録

令和6年1月29日

教育委員会臨時会会議録

開催日時 令和 6 年 1 月 29 日 (月) 午前 9 時 30 分～

開催場所 教育文化会館 4 階 第 5 展示室

出席者 教育長職務代理者 田中 敬子
委 員 中下 小夜 藪下 純男 吉田 元信
教 育 長 今田 実

出席職員 教育部長 堀畑 明秀 教育総務課 課長 岡 一行
学校教育課 課長 大谷 裕幸 生涯学習課 課長 長谷川 典史
中央公民館 館長 中田 幸 教育相談センター
参事(教育企画担当) 阪口 浩章 センター長 森田 常義
教育総務課 教育総務課 主査 東 和宏
課長補佐 中林 正

1 開会

2 会議録署名委員の指名について

3 付 議 事 項

継続審議 令和 5 年 12 月定例会議案第 3 号

橋本市立小中学校適正規模・適正配置(第 2 期)基本方針の策定について

4 その他

協 議 事 項

連 絡 事 項

教育長

おはようございます。

これから、令和6年1月臨時会を開会します。

本日の出席委員は5名です。

本日の臨時会は1月16日開催の定例会において、橋本市教育委員会規則第21条の規定により、非公開と議決しましたので非公開の会議として進行します。

今回の会議録署名委員は、簗下委員にお願いします。

簗下委員

承知しました。

教育長

それでは、付議事項に入ります。

令和5年12月定例会から継続審議となっている、橋本市立小中学校適正規模・適正配置（第2期）基本方針の策定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

参事

それでは本日臨時会議の議案について説明します。

（教育企画担当）

議案書1ページ、目指すべき学びの姿につきましては、これまでの議事の中で確認いただいています。最終的には、持続可能な社会の創り手の育成ということで、第2期の基本方針に、新しい学習指導要領及び中央教育審議会答申の令和の日本型学校教育の姿構築を目指している、学校教育で目指す子供像を、本市が目指すべき学びの姿として位置づけるということにさせていただきます。

次に、議案書2ページの橋本市の学校教育で目指す子供像の設定についてです。これまでの学びの姿として位置付けました、持続可能な社会の創り手の3つの要素と、第3期の教育大綱の基本方針に基づきまして、子供像の案として、未来を創造し、たくましく生きるとさせていただきました。その内容の解説については、ご覧の通りです。

次に、3ページ（3）橋本市の目指す学校づくりの重点目標の設定についてです。重点目標案としましては、①から⑦までの7項目とさせていただきます。それぞれの項目に、詳細な具体的な内容の考えを記載させていただきました。まず①多様な学習形態と多様な考えに触れることで、子供が急激な社会変化に対応できる力を身につける。②はしもと型学校地域連携カリキュラムを生かした9年間の学びを提供し、子供が思考力、表現力、問題解決力等を身につける。③ICTを効果的に活用した学習を積極的に導入し、多様な学びの機会を提供する。④バランスのとれた教師集団を構成することで指導力を高め、多様な学びを保障する。⑤学習指導、生活指導や生徒指導等で相談できる体制の構築など学校支援の強化を図る。⑥各学校に共育コーディネーターや、多様なコミュニティが集まる公共空間を配置し、学校と地域による協働の学びを強化する。⑦子供が安心して過ごせる居場所を学校に設置し、すべての子供の学びが保障された学校づくりを進める。以上7点を重点目標案としました。

続きまして、4ページです（4）小中一貫教育についてです。

小中一貫教育に関する方針案としまして、9年間の学びによる子供の資質能力をさらに高めることを進めるために、中学校区単位での小中一貫教育目標を掲げた、小中一貫教育の実践を促進する。これにより、中学校区においては、9年間を見通した連続性のある教育課程を設けることが可能になることから、小学校と中学校の段差をなだらかにした教育の実践が期待できる。

将来に向けては、小中一貫教育の基盤となる義務教育学校化の研究を進め、よりよい学習環境の構築を推進する。とさせていただきました。

5ページです。学校適正規模・適正配置に関する考え方につきましては、第2期基本方針の案を以上のとおり、提案させていただきます。

この内容につきましても、これまでの審議の中で、概ね確認をいただいているところです。

続きまして、6 ページ、学校適正規模・適正配置に取り組む上での留意点についてです。まず、①通学条件（通学距離・時間等）についてです。答申でいただいた内容は、（ ）の中に掲げてある内容になります。今回、通学条件の見直しに当たりましては、対象者をこのように限定しました。学校再編により廃校となった小学校の校区のうち、下記の距離要件を満たす字に住所を有する児童としています。今回の見直しによって小学校については、現行3キロ以内としている内容を、おおむね2キロ以内としています。なお、徒歩条件については、一旦省略をしています。中学校におきましては、現行のおおむね5キロ以内につきまして、現行と変わらない、おおむね5キロ以内としました。なお、こちらにつきましても徒歩条件は、一旦省略をしています。

続きまして、7 ページの②地域と学校の協働による魅力ある学校づくりについてです。これまでも、地域と学校の協働による学びにつきましては、共育コミュニティ活動や、日々の学校教育活動の中で十分に実践されているところです。第2期の基本方針案としましては、これまでの学校と地域の協働を深めるため、活動内容の広報を強化する。

2つ目に、学校運営協議会と共育コミュニティ本部の連携会議により、学校が抱える課題及び地域が抱える課題の解消につながる取組を強化する。

3つ目として、再編された学校に通う子供たちは、その学校区の地域の子供として捉えるというところを、方針の柱としています。

③児童生徒の環境変化への対応についてです。第2期基本方針案としまして、まず1点目、再編された学校の児童生徒、保護者に寄り添うケアを丁寧に計画的に行う。そのためには、スクールカウンセラー、発達相談員など専門の職員を配置するなどして支援の体制を整える。

2つ目です。気軽に相談できる雰囲気づくりのため、直接だけでなく、間接的に相談できるなどの工夫を行う。

3つ目です。中学校区での交流を深めるとともに、社会教育においては、学校区を越えた子供の交流を図るとしています。

次に、④安全対策学校施設の整備についてです。まず、通学路の安全対策についてです。通学路交通安全プログラムで計画的に管理し、安全対策を実施する。ただし、学校再編に伴い通学路が変更する学校においては、重点的に点検を行い、安全対策を進める必要がある。としました。

次に防犯対策です。児童生徒の安全確保には、学校と地域、子供と地域住民のつながりを強化し、地域の協力を得られるよう努める。

2つ目として、学校への不審者侵入の対策として防犯カメラの設置を早期に設置する必要があるとしています。

次に、学校施設の整備です。安全を第一とするため、学校施設、設備の長寿命化を計画的に実施し、緊急的に対応しなければならない修繕が発生した場合は、速やかに対応する必要がある。としました。

次に災害対応です。該当する学校においては、対策工事の実施や施設・設備の移転などの対応が必要である。

2つ目として、今後、新たに学校を建設する場合、災害の警戒区域などを考慮する必要がある。としました。

5つ目です。⑤きめ細かな学習指導と教職員の指導力の向上についてです。第2期の方針案としましては、児童生徒一人ひとりの状況が十分に把握され、きめ細やかな指導を行うために、学校及び教職員に対する支援を強化するとしました。

次に、資料の10ページです。3、学校再編の方針についてです。

（1）小学校の再編です。

橋本中央中学校区では、学文路小学校と清水小学校の再編統合を進める。

隅田中学校区では、隅田小学校と恋野小学校の再編統合を進める。

紀見東中学校区では、境原小学校と城山小学校の再編統合を進める。

紀見北中学校区では、柱本小学校と三石小学校の再編統合を進める。

なお、将来の小中一貫教育による義務教育学校構想などを見据え、学校適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、教育状況を見ながら10年後（令和15年頃）

をめどに改めて検討する。また、市内全域から通学可能な小規模特認校制度の導入についても検討する。としています。

(2) 中学校の再編です。

再編統合は行わない。なお、将来の小中一貫教育による義務教育学校構想などを見据え、学校適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、教育状況を見ながら、概ね10年後(令和15年頃)をめどに改めて検討する。また、市内全域から通学可能な小規模特認校制度の導入についても検討する。としています。

(3) 学校施設の維持及び管理です。

市全体の公共施設の延床面積のうち学校施設は3割、学校も含めた教育施設は5割を占めている中で、児童生徒にとって望ましい教育環境の構築を目指し、中長期的な維持及び管理を進める。また、今後、再編統合が進んだ場合に生じる学校の跡地については、市の公共施設等総合管理計画の方針に沿って、最適と考えられる方法で検討を進める。としました。

なお、参考資料として、小学校の再編につきましては、参考資料の5ページから8ページにかけて、それぞれの再編の時期でしたり、最後の学校の場所でしたり、再編の理由、児童数や学級数、それから再編後の学校を指定した理由、そしてそれぞれの中学校区の方針について、資料を付けさせていただいています。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。

そうしましたら、今説明ありました項目について、これまでの議論で、概ね了解終えているところもありますが、1項目ずつ確認をしていきたいと思います。

まず、(1) 目指すべき学びの姿、(2) 橋本市の学校教育で目指す子供像の設定について、これは関連しているところでもありますので、あわせて議論したいと思います。ご意見ありませんでしょうか。

これまでにも、学びの姿、それと子供像の設定については、学習指導要領の改定の背景、令和の日本型学校教育の姿から、持続可能な社会の創り手の育成を目指すというところについては了解を終えていたところであります。

そのことを具現化したものとして、目指す子供像を豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるということを示したものとして、未来を創造したくましく生きると設定してはどうかということで、私たちの意見を取りまとめています。このたくましく生きるということについては、ただ単なる強さだけではなく、子供たちがしなやかに、また優しく生き抜いていく力も兼ね備えた意味でのたくましく生きるというイメージとしてとらえ、まとめていただいています。

いかがでしょうか。

田中委員

たくましく生きるという言葉の中には、たくさんの子供たちの問題解決をしながら自分らしく生きていくということが含まれているのかなと思いますので、この言葉でいいかと思います。

教育長

ありがとうございます。

他に、こういった意味合いが含まれているということを確認しておきたいことがありましたら言っていただいて、きちっと説明できるようにしていきたいと思いますが、いかがですか。

藪下委員

橋本市の教育大綱に基本方針が3つありますが、豊かな心、健やかな心、それから社会教育、家庭教育、学校教育の中で多様な学びを育む、それから地域、家庭、学校が連携した地域教育力こういうものがこの中に入っていると、そんなふう読み取らせていただきました。

未来を創造する中には、そういうことが含まれている、たくましく生きる中にもいろんな多様な考えを汲み取って生かしていく、そういうことが入っているのではないかと思います。ということでこの原案に賛成です。

中下委員

目指す子供像の設定というところで、提案いただいた、未来を創造し、たくましく生きるという文言に賛成です。未来という言葉、また、たくましくというのは、今の子供たちの現状を見据えた上で本当に大事な言葉だと考えますし、インパクトがある言葉のように思います。

そのたくましさを培う上ではやはり、多様な学びとか多様な意見、人間関係に触れると説明いただいています、本当にそれは大切なことで多様性ということをつけるための環境を、やはり私たちは考えていかなければいけない。その上で、この目指す子供像という案に賛成です。以上です。

吉田委員

この未来を創造し、たくましく生きるという中で未来を創造すると、そういう意味では非常に大事な目指す子供像だとは思いますが、説明的に未来に向かって想像し、たくましく社会を生き抜く力と、このたくましく生きるということの中にも、第3期教育大綱の基本方針である豊かな心、健やかな体、そして多様な学び、地域教育力、そういったものが含まれているということです、この未来を創造し、たくましく生きるという学校教育で目指す子供像のこの案に賛成です。

教育長

そうしましたら、(1)(2)については、原案のとおり進めていくということでよろしいでしょうか。

(はい)

そうしましたら、今それぞれ出された意見をきちっと反映された説明にしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら(3)目指す学校づくりの重点目標の設定、これまでは8点の目標案として出されていた中で、内容については、その方向でいいのではないかと確認いただきました。その項目の1つ今回減らす形にはなるのですが、2項目を6に1項目として盛り込み、まとめたという提案をされています。これまでと方向性は変わらないかと思うのですが、いかがでしょうか。

吉田委員

前回重点目標案として出していただいた6、7を6にまとめていただいて、非常にすっきりした形になっていると思います。そういう意味ではこの案でいいかと思えます。

教育長

よろしいでしょうか。

(はい)

そうしましたら、重点目標についてはこの7つの項目、説明については、今回新たに加えていただいています内容の方向ということで確認させていただきます。

次に(4)小中一貫教育について、これまでにも9年間の学びによる、中学校区単位での目標を掲げた実践を行ってきたところですが、それをしっかり今後も続けていくということ、また将来に向けては、小中一貫教育の基盤となる義務教育学校化の研究を進め、よりよい学習環境の構築を推進していくという基本的な先を見据えた形のものとなっています。いかがでしょうか。

田中委員

9年間見通したということで、目標目的を持って、長い時間をかけて段差なく学べるのはいいことだとは思いますが、また、詰め込み教育ではなく、子供たちが主体的になって授業ができるような取組ももっと進めていただけたらと思います。

教育長

ありがとうございます。

今のご意見というのは、それぞれの中学校区また学校において、9年間を見据えたカリキュラムづくり、またカリキュラムマネジメントが重要になってくるということ、関わってくることだと思います。これについても現在も進めているのですが、さらにそのことを意識した、今提案していただいたこと、そして、これまでに決めていただいた子供像とか目標を、重点目標と関連付けたカリキュラムマネジメント、カリキュラムづくりをしていくというようなところでしっかり取組んでいく。

ということも含めて、この小中一貫教育については、この方向でよろしいでしょうか。

(はい)

それでは(4)小中一貫教育については、この方向でいくということでもよろしく願います。

(5)学校適正規模・適正配置に関する考え方についてですが、この第2期基本方針案については、これまでも検討してきており一定了解を得ているという認識を持っていますが、改めてこの内容でよろしいでしょうか。

(はい)

そうしましたら、この学校適正規模・適正配置に関する考え方については、了解ということで確認させていただきます。

続いて大項目の2. 学校適正規模・適正配置に取り組む上での留意点、

①通学条件についてですが、これまでは距離要件と時間要件がありましたが、今回小学校については距離要件だけ、おおむね2キロ以内、学校再編によって廃校となった小学校の校区のうち、下記の距離要件を満たす字に住所を有する児童という案として出てきました。これまでの議論を踏まえた上での案です。

時間については、これまで45分程度だったのですが、距離要件が小学校の場合2キロということになれば徒歩での45分程度、以下ということも十分含まれた中身となっていると判断します。距離要件のみという形で2キロということでもよろしいですか。

(はい)

それでは、このことについてはこれで確認とします。

中学校については、5キロ以内という距離要件は変わりありませんが、60分程度というのもそのままの形となっています。よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、②地域と学校の協働による魅力ある学校づくりについて、そして児童生徒の環境変化への対応について、これまでの案と変わらないものと思います。

これまでも一定確認しておりますが、今一度確認したいと思います。

いかがでしょうか。

(はい)

②の魅力ある学校づくりについては、10数年来共育コミュニティの取組を進めてくる中で、また加えて学校運営協議会もすべての学校に設定し取組んでいるところです。③の環境変化の対応については、保護者の中でしっかり、ここのところでは取組んで欲しいということを示されているところで、その内容が方針の中に組込まれているかと思っています。

すいません。私の思い違いしているところがあり、前回の会議の中で議論されたことが提案された内容になっています。改めて確認をお願いしたいと思います。

吉田委員

前回の会議の中で③の児童生徒の環境変化への対応で、下から5行目の間接的に相談できる、その間接的の意味はどうだという話があって、これはやはり今見させてもらっても、もう少し具体的に書かれた方がいいのではないかなと思うのですが、直接だけでなく、間接的に相談できるなどの工夫を行うということで、どうですか。

教育長

前回の話では、直接的というのは対面でというようなイメージ、間接的にというのは、いろいろな媒体を介してとか、そういうようなイメージだったかなと思うのですが、間接的にというのは、その前に、例えばSNSだとかを間接的にというような具体的なものを入れておくことがイメージしてもらいやすいという、そういうことですね。いかがでしょうか。

吉田委員

そうです。SNSがいいのか、メール等とかの形にするかですね。

教育長

いろんな方法があると思うのですが、メール、LINE、いろんな個別のそういう名称にはなるかと思うのですが、そうしましたらそういう具体的なものを入れるということですいませんがよろしくお願いします。

他にありませんでしょうか。

②、③について他にありませんでしょうか。

②については、現在も取組んでいます、しっかりこのところは充実させていかなければならないと思います。そういった意味も込めてこのような形で、そして③については、子供たちにしっかり寄り添っていけるように、また支援していけるように取組むという思いを込めて、取組んでいくということで確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、次の④安全対策・学校施設の整備について、ご意見いただきたいと思います。④の中でも、通学路の安全対策、防犯対策、学校施設の整備のところについては、これまでも議論されてきていて確認が取れているかなと思います。

この内容でよろしいでしょうか。

(はい)

その後の災害対応のところについては、2項目が少し文言の変更があります。

その辺り含めていかがですか。

田中委員

追加のところで、今後とつけてくださってあるのですが、今後は必要な言葉なのかなと思うのです。特に書かれてあるので気になりました。

教育長

事務局として、そのあたりの説明はいかがですか。

参事

(教育企画担当)

今後新たに学校建設する場合ということで、今ある学校については、上段にありますような、何らかの対策であったり、もしくは設備、施設の移転などの対応という必要が生じてくる場合があるという形にさせていただいています。

ただし、今後、新たに学校を今の場所ではない別の場所に設置する際には、当然、児童生徒の安全というところを第1に考えたときに、やはり災害の警戒区域等に設置するというのは、本来リスクを回避することを考えると避けていくべきことではあるのかなと考えています。そういうことから、設置者である市に対して教育委員会の方針として、考え方を示していく必要があると思っていますのでこのような内容にしています。

1つ定義としては、学校を建設するという定義の中では、新築をしていくのか、または改築とかいろんな定義がありますので、そこは今後しっかり市の方で検討していただく必要があると考えています。

教育長

よろしいですか。

他にないでしょうか。

吉田委員

あんまり小さいというのが、表現だけのことになるのかもしれないですけども、同じところですよ。災害の警戒区域等というふうになっているのですけれども、その災害の特別という特別警戒区域等というふうにするか、今の状態このままいくかどうかというふうには思うのですが、これいかがなのですかね。特別とその警戒の前に入れるか入れないかだけの話なのですけども。

参事

(教育企画担当)

この警戒区域の中には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、それから浸水想定区域というものをすべてを考えているところです。それらがすべて網羅されているということで、等というのをつけています。

吉田委員

そんなにこだわるわけじゃないのですけれども、より要するに危険度の高い方を出してきておいた方がいいんじゃないかというだけの話なのですけどもね。

等で要するに全体くくるという意味はわかるわけですが、どちらの方がきちんと伝わるかだけの話なのですから。

田中委員

特別区域はもちろんのことですが、警戒区域であっても今後建てるのであれば、もちろん安全の面では省いて欲しいと思うので、低い方を書いていただいた方が私はいいかと思います。

教育長

ということで原案のままでよろしいですか。

(はい)

そうしましたら、④については、方針案のこのような形で決定するということをお願いします。決定するということで確認できました。

⑤きめ細かな学習指導と教職員の指導力の向上について、ご意見をお願いします。きめ細かやかな指導がとありますが、指導をの方がいいでしょうか。

この支援を強化するとあるのですが、支援の中身についてはここには書かれてないのですけれども、支援の中身については、これまで議論されてきているようなことが説明の中では必要なのかなと思ったりもします。ここに細かく書き込むかどうかは別として、この方針について説明のところではしっかり書き込んでいっておかないと、具体的に何をするのかということがわかりづらいという指摘があるかなと思います。今お話をもらったような内容も含めて、この方針でよろしいでしょうか。

(はい)

そうしましたら、この原案のとおりということで確認させていただきます。

次、3. 学校再編の方針についてですが、本日については、今議論しています令和5年12月定例会議案第3号、橋本市立小中学校適正規模・適正配置、(第2期)基本方針の策定については、この程度にとどめて、継続審議としたいのですが、本議題については、12月定例会、1月定例会、そして本日の1月臨時会で3回にわたっての審議となっています。橋本市教育委員会規則第18条に、審議未了の事案は後会に継続審議する。この場合において、3回にわたって審議未了となったときには、審議を打ち切る。ただし、議決をもってこれとこの異なった扱いをすることができると規定されています。

そのため、本議題につきましては、引き続き継続審議としてよろしいでしょうか。

(はい)

異議なしと認めます。

それでは、令和5年12月定例会、議案第3号橋本市立小中学校適正規模・適正配置(第2期)基本方針の策定については、継続審議とします。

次に、その他の協議事項に入ります。まず委員の皆様から何かありませんか。

次に事務局からありませんか。

続いて連絡事項に入ります。まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局から何かありませんか。

教育部長

閉会后、時間経過するのですが、2月20日の総合教育会議に向けて、事務局からご提案させていただきたいと思っていますので、お時間いただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長

よろしくお願いいたします。

他にありませんか。

それでは以上で1月臨時会を閉会します。

閉会 午後12時12分

署名委員